

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月13日
【会社名】	株式会社南都銀行
【英訳名】	The Nanto Bank , Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 石田 諭
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	奈良市大宮町四丁目297番地の2 (注) 奈良市橋本町16番地から2025年2月10日付で移転
【縦覧に供する場所】	株式会社南都銀行東京営業部 (東京都中央区日本橋二丁目13番12号 日本生命日本橋ビル7階) 株式会社南都銀行大阪中央営業部 (大阪市中央区今橋二丁目2番2号) 株式会社南都銀行京都支店 (京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町566番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取石田諭は、当社の第137期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の半期報告書の訂正報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。